

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託／インデックス型（日経225連動型）

投資信託説明書
（目論見書）
2008年10月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託／インデックス型（日経225連動型）

投資信託説明書
（交付目論見書）
2008年10月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそな・日経２２５オープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年10月10日に関東財務局長に提出しており、平成20年10月11日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・日経２２５オープン」の価額は、同ファンドに実質的に組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受け、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「リそな・日経225オープン」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額
の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財
産に生じた利益、損失はすべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

＜直接ご負担いただく費用＞

◆申込手数料

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。この申込手数料率の上限は、本書作成日現在、1.05%（税抜き1.00%）となっております。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

◆信託財産留保額

ありません。

＜間接的にご負担いただく費用＞

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 0.84%（税抜き 年 0.80%）の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

※ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年10月10日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・日経225オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		5
第1 ファンドの状況		5
1 ファンドの性格		5
2 投資方針		8
3 投資リスク		17
4 手数料等及び税金		19
5 運用状況		22
6 手続等の概要		26
7 管理及び運営の概要		28
第2 財務ハイライト情報		31
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		35
第4 ファンドの詳細情報の項目		36
約 款		巻末



投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・日経225オープン

商 品 分 類	追加型株式投資信託／インデックス型（日経 2 2 5 連動型）
運用の基本方針	日経平均株価（日経 2 2 5）と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
ベンチマーク	日経平均株価（日経 2 2 5）
ファンドのリスク	ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として無期限
決 算 日	年 1 回決算、原則 7 月 1 1 日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。
分 配 方 針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配を行う方針です。
お 申 込 日	毎営業日、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額とします。
お 申 込 単 位	自動けいぞく投資コース : 1 万円以上 1 円単位 一般コース : 1 万口以上 1 万口単位
お 申 込 手 数 料 率	1.05%（税抜き 1.00%）を上限として販売会社が独自に定める料率とします。
ご 解 約（換 金）	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して 5 営業日目以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約のお申込受付日の基準価額とします。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率 0.84%（税抜き 0.80%）※を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社



ファンドの取得申込みからご解約（ご換金）いただくまでにかかる費用および課税について

（課税については、個人の受益者に対する課税について記載しております。）

法人の受益者については、第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取り扱いをお読みいただき、税務専門家にご相談下さい。）

時期	項目	対象	費用・税金			
お申込時	申込 手数料	基準価額 × 取得口数	上限:1.05 % 手数料率については、販売会社が独自に定めます。			
収益 分配時	税金	～平成 20 年 12 月 31 日				
		平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日				
		平成 23 年 1 月 1 日～				
ご解約時 償還時 ※	普通 分配金	所得税率:7% 地方税率:3%	その年の 配当金・ 普通配当 金等に対 して(1)	100 万円以下の部分(2) 所得税率:7% 地方税率:3%	所得税率:15% 地方税率:5%	
			100 万円超の部分(2) 所得税率:15% 地方税率:5%			
			個別元本 超過額	その年の 譲渡所得 等に対し て(3)	500 万円以下の部分 所得税率:7% 地方税率:3%	所得税率:15% 地方税率:5%
					500 万円超の部分 所得税率:15% 地方税率:5%	

- (1) 配当金・普通分配金等…上場株式（上場投資信託、上場不動産投資信託を含む。）の配当金および公募株式投資信託の普通分配金等
 (2) 同一の支払者からの年間の支払金額が 1 万円以下のものは除きます。
 (3) 譲渡所得等…上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益をいいます。

※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの収益分配金は、配当控除の適用があります。



りそな・日経225オープン 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語等についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	各受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)に当たります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担していただく、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
日経平均株価 (日経225)	東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、市場を代表する225銘柄の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す主要な指標(株価指数)の一つです。日本経済新聞社が公表しており、日経平均、日経ダウとも呼ばれています。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

じた額とします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は1.05%（税抜き1.0%）となっております。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

※償還乗換え※でのお申込みに関しては、各販売会社にお問い合わせください。

※「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12)その他 ④その他」をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。各コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については「(12)その他 ④その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1万円以上	1円単位※
一般コース	1万口以上	1万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

※取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

(7) 申込期間

平成20年10月11日から平成21年10月13日までとします※。

※申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

※販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、各販売会社より委託会社

の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

取得申込総金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法等

1) ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。

2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

また、各また、各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

◇「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

◇「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

4) 原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで）

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

親投資信託である「りそな・日経225オープン マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）ファンドを主要投資対象とし、日経平均株価（日経225）※と連動する投資成果を目標として運用を行います。

※日経平均株価（日経225）とは、東証第一部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す指標（株価指数）の一つです。

1. 計算式

日経平均株価＝日経平均採用225銘柄の株価合計／除数

- i. 株価の合計は、50円額面以外の銘柄は50円額面に換算して行います。
- ii. 小数点第3位を四捨五入して第2位まで求めます。
- iii. 株価の採用優先順は、①現在の特別気配、②現在値（または終値）、③基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値の優先順で採用された値）

2. 除数の修正

除数（当初225）は、日経平均株価採用銘柄に市況変動によらない株価変動（権利落ち、減資、銘柄入れ替え等）があった場合、日経平均株価指数の連続性を維持するために修正されています。

3. 構成銘柄と銘柄選定基準

日経平均株価（日経225）は、長期間にわたる継続性の維持と、産業構造変化の的確な反映という二つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成します。

東証第一部上場銘柄のうち、原則として、市場流動性の高い「高流動性銘柄群」を選び出し、これを六分類（技術、金融、運輸・公共、資本財・その他、消費、素材）し、業種のバランスをとって225銘柄に絞り込みます。

※日経平均株価（日経225）に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変え、る権利および公表を停止する権利を有しています。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・インデックス型（日経225連動型）※に属し、運用はファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。

※「インデックス型（日経225連動型）」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において「約款上、株式への投資に制限を設けず、日経225指数に連動する運用成果

を目指すもの」とされるファンドをいいます。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1) 日経平均株価（日経 225）に連動する投資成果を目指します。

- ・日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用する「りそな・日経 225 オープンマザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

2) 日経平均株価採用銘柄（225 銘柄）の中から、原則として 200 銘柄以上に等株数投資を行います。

- ・日経平均株価採用銘柄であっても、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。

3) 株価指数先物取引等を併用し運用の効率化を図ります。

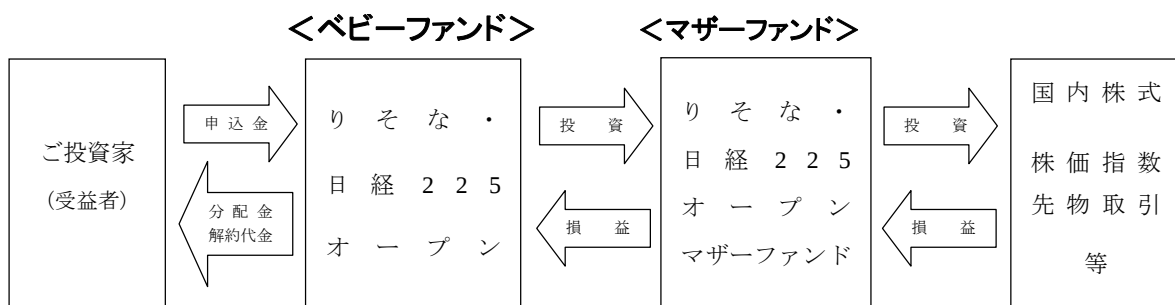
- ・日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

4) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

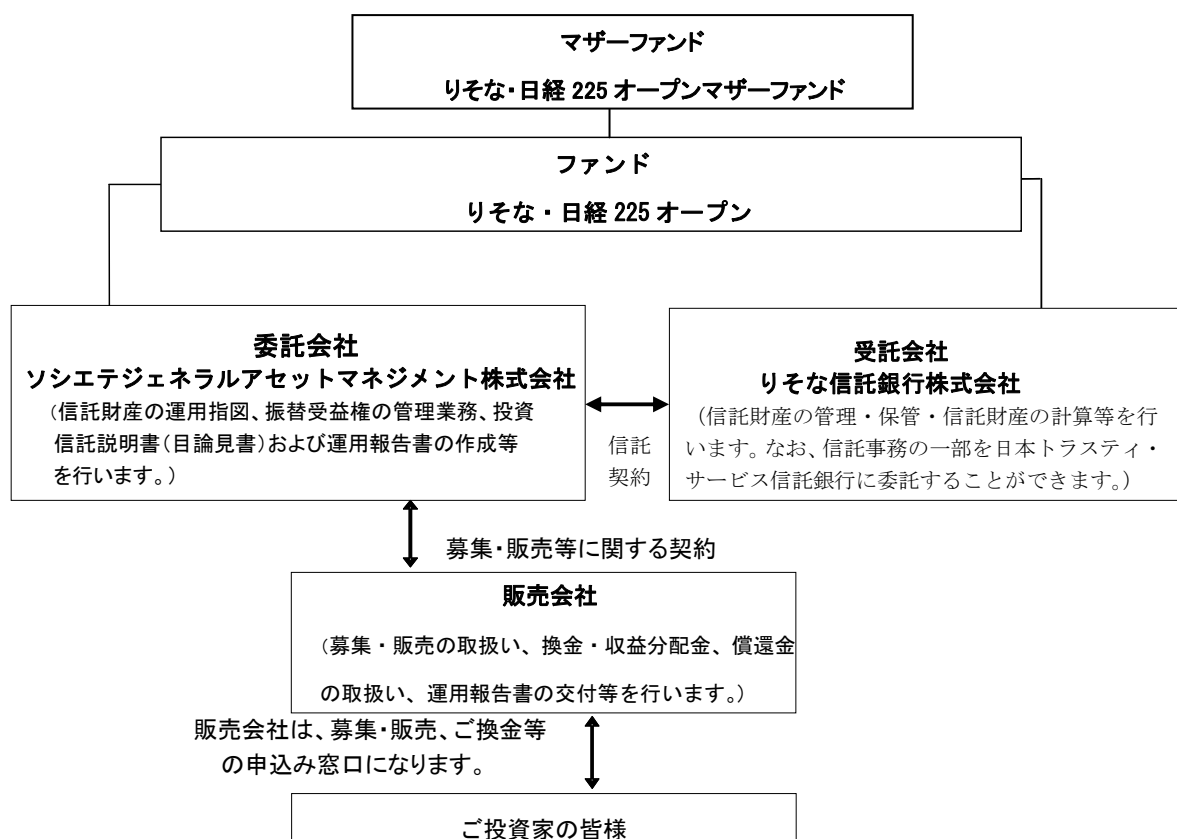
- ・株式の実質投資割合は原則 100%程度としますが、急な大口資金の流入時には日経平均株価との連動率の向上を図るため、実質投資割合を 110%を上限として高めることがあります。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は以下のとおりです。



②委託会社の概況

名 称 等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第 350 号）			
資本の額	1 2 億円			
会 社 の 沿 革	昭和 46 年 11 月 22 日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和 55 年 1 月 4 日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成 10 年 1 月 28 日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現 S G A M ノースパシフィック（株））が主要株主となる 平成 10 年 4 月 1 日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 10 年 11 月 30 日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成 16 年 8 月 1 日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	S G A M ノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	2,400,000 株	100%

（本書作成日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセットマネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

SGAM

(本社・フランス パリ)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

SGAM ジャパン

(本社・日本 東京)

2 投資方針

(1) 投資方針

- 1) 主として「りそな・日経225オープン マザーファンド」に投資し、日経平均株価（日経225）と連動する投資成果を目標として運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。
※日経平均株価（日経225）の変動と同程度の比率で基準価額が変動することを目標とします。
- 2) 組入対象銘柄は、主として東京証券取引所第一部上場株式とします。日経平均株価（日経225）採用銘柄のうち原則として200銘柄以上に等株数投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。
- 3) 現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。
- 4) 株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合（信託財産に属する当該証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額の、信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。以下同じ。）は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行います。日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。
- 5) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 6) ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 投資対象

① 主な投資対象

「りそな・日経225オープン マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を「りそな・日経２２５オープン マザーファンド」のおよび次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記 1. から 8. の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいい、外国証券投資信託を除きます。）
11. 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるもので、本邦通貨建のものとします。）
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 貸付債権信託受益権（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの）であって、なお、前記 1. の証券または証書、9. および 13. の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものならびに 10. の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券ならびに 9. および 13. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10. および 11. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きま

す。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権で金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

④ 前記②にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の1. から5. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。

(3) 運用体制

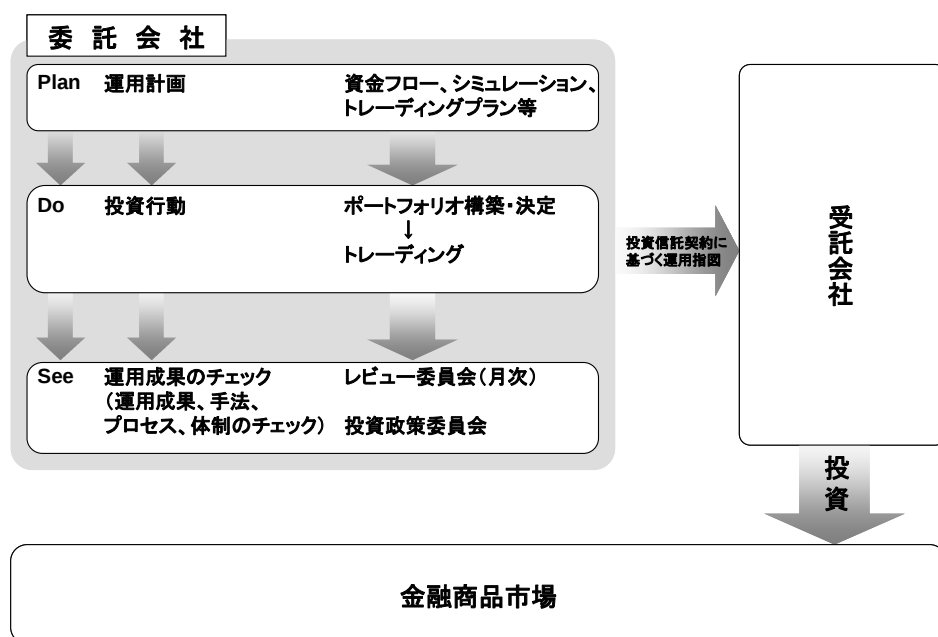
① 投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

② 運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

運用体制



※委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・運用本部各運用部 3名程度
投資行動・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー 3名程度
運用成果のチェック・・レビュー委員会7名以上、投資政策委員会3名以上

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定
証券投資信託の運用に関する規則
内部管理体制に関する規程
服務規程（ファンド・マネージャー用）
クレジット委員会運用規定
証券先物取引に関する社内基準
各種業務マニュアル
コンプライアンス・マニュアル
リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

① 収益の分配

毎決算時（毎年7月11日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益^{※1}および売買益等^{※2}の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益の分配にあてなかった収益については、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

※1 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託会社の立替えた立替金の利息。以下同じ。）、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

※2 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備

備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) 投資信託証券への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ) 投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

(ホ) 同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファン

ドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ト) 信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2) 前記 1) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(チ) 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。

(リ) スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）

以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

4) 前記 3)においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの純資産総額に占める、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。

6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ヌ) 金利先渡取引の運用指図

1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことを指図できます。

2) 金利先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3) 金利先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。

4) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ル) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

1) 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

2) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ヲ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

(ワ) 有価証券の貸付の指図および範囲

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で

保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

2) 前記 1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

(カ) 資金の借入れの指図および範囲

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 前記 1) の資金借入れ額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内

3) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の 50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはありません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

(参考)「りそな・日経２２５オープン マザーファンド」の投資方針の概要

(1)運用方針

わが国の株式中心に投資を行い、日経平均株価（日経２２５）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(2)投資態度

- ①株式への投資は、日経平均株価に採用されている銘柄の中から原則として 200 銘柄以上に等株数投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入は行わないことがあります。
- ②現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。
- ③株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行いますが、日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質組入比率は、信託財産の純資産総額の 110%を超えないものとします。
- ④株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- ⑤ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡し取引を行うことができます。

(3)主な投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

(4)主な投資制限

- ①株式の実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資については、制限を設けません。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

りそな・日経２２５オープンは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。

ファンドは、金融機関の預金と異なり元本および収益の確保が保証されている商品ではありません。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金による保護の対象となりません。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

1. 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

2. 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。こうした影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

3. 流動性リスク

短期間で大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場規模の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

4. 有価証券先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

5. 価格乖離リスク

当ファンドは、日経平均株価（日経２２５）に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、次の理由により基準価額の動きが日経平均株価（日経２２５）の動きと乖離する場

合があります。

1. 日経平均株価（日経 2 2 5）の構成銘柄を全て組入れない場合があること
 2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
 3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
 4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
 5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
 6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響
6. ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

(2) その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が 10 億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の 10 分の 1（224, 294, 779 口）を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

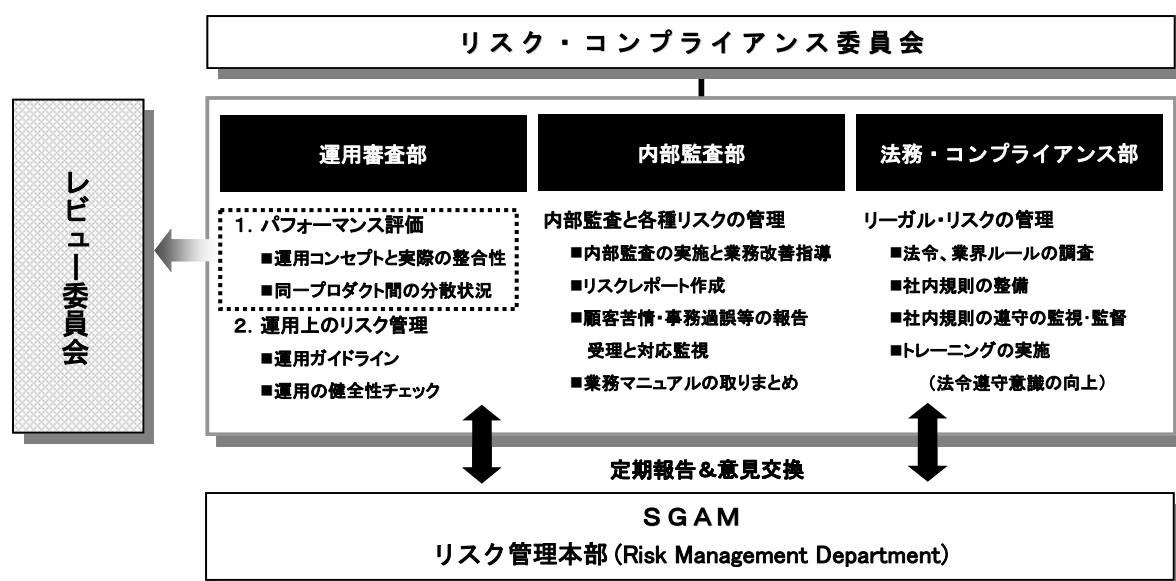
2) 解約の中止

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



※上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は 1.05%（税抜き 1.00%）となっております。

※「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

※償還乗換え※でのお申込みに関しては、各販売会社にお問い合わせください。

※「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

申込手数料率等は、各販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 84.0（税抜き 80）の率を乗じて得た金額とします。

（内訳は各販売会社の純資産総額により以下の通りとなります。）

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	年 10,000 分の 36.75 (税抜き 35)	年 10,000 分の 36.75 (税抜き 35)	年 10,000 分の 10.50 (税抜き 10)
100 億円超の部分	年 10,000 分の 26.25 (税抜き 25)	年 10,000 分の 47.25 (税抜き 45)	年 10,000 分の 10.50 (税抜き 10)

2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

①信託事務等の諸費用

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.00735% (税抜き 0.007%) の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払います。

②その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産の負担とします。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産の負担とします。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下の取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

① 個人の受益者に対する課税

＜平成 20 年 12 月 31 日まで＞

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10% (所得税 7 %および地方税 3 %) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

＜平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで＞

○収益分配金のうち課税扱い (配当所得) となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10% (所得税 7 %および地方税 3 %)、平成 23 年 1 月 1 日からは 20% (所得税 15%および地方税 5 %) となり、原則として、確定申告は不要です。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までは 1 年間に受け取る上場株式等 (上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。) の配当所得 (1 銘柄当たりの年間の支払金額が 1 万円以下のものを除きます。) の合計額が 100 万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100 万円以下の部分については 10% (所得税 7 %および地方税 3 %)、100 万円を超える部分については 20% (所得税 15%および地方税 5 %) となります。

○解約時および償還時における差益 (譲渡所得とみなして課税されます。) にかかる税率は、平成 22 年 12 月 31 日までは 10% (所得税 7 %および地方税 3 %) となります (特定口座 (源泉徴収選択口座) を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)。

ただし、1 年間の上場株式等の譲渡益の合計額が 500 万円を越える部分の税率は 20% (所

得税 15%および地方税 5%) となり、確定申告が必要となります。

＜平成 23 年 1 月 1 日以降＞

金額にかかわらず 20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率が適用されます。

なお、ファンドは、配当控除が適用されます。

※ 買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 21 年 3 月 31 日までは 7%（所得税）、平成 21 年 4 月 1 日からは 15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度が適用されます。

※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

③個別元本について

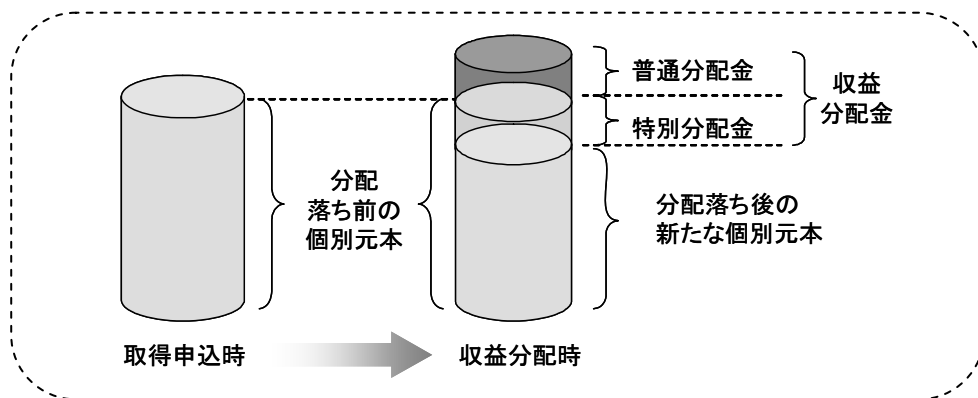
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については、振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成20年8月29日現在

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
りそな・日経225オープン マザーファンド 受益証券	日本	35,004,511,018	99.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	14,374,846	0.04
合計（純資産総額）	—	35,018,885,864	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）りそな・日経225オープン マザーファンド

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
株式	日本	45,658,720,250	93.87
株価指数先物取引（大証日経平均先物（買建））	日本	2,964,620,000	6.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	18,836,459	0.04
合計（純資産総額）	—	48,642,176,709	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注）株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成19年8月29日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資 比率（％）
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日経 225オープン マザーファンド	43,204,777,855	0.8075	34,891,843,747	0.8102	35,004,511,018	99.96

※全1銘柄

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

※投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) りそな・日経２２５オープン マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 8 月 29 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	143,000	10,367.65	1,482,573,950	11,130.00	1,591,590,000	3.27
2	日本	株式	京セラ	電気機器	143,000	9,289.55	1,328,405,650	9,230.00	1,319,890,000	2.71
3	日本	株式	ファナック	電気機器	143,000	9,394.93	1,343,474,990	8,220.00	1,175,460,000	2.42
4	日本	株式	キャノン	電気機器	214,500	5,081.96	1,090,080,420	4,950.00	1,061,775,000	2.18
5	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	286,000	3,597.15	1,028,784,900	3,580.00	1,023,880,000	2.10
6	日本	株式	TDK	電気機器	143,000	6,338.48	906,402,640	6,400.00	915,200,000	1.88
7	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,430	610,474.68	872,978,792	640,000.00	915,200,000	1.88
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	143,000	5,904.30	844,314,900	6,240.00	892,320,000	1.83
9	日本	株式	信越化学工業	化学	143,000	6,275.18	897,350,740	6,130.00	876,590,000	1.80
10	日本	株式	テルモ	精密機器	143,000	5,628.54	804,881,220	6,110.00	873,730,000	1.80
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	143,000	5,366.20	767,366,600	5,730.00	819,390,000	1.68
12	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	429,000	1,957.52	839,776,080	1,816.00	779,064,000	1.60
13	日本	株式	セコム	サービス業	143,000	4,831.89	690,960,270	5,070.00	725,010,000	1.49
14	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	143,000	4,530.50	647,861,500	4,960.00	709,280,000	1.46
15	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	143,000	4,876.70	697,368,100	4,930.00	704,990,000	1.45
16	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	286,000	2,254.55	644,801,300	2,315.00	662,090,000	1.36
17	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	1,430	417,708.86	597,323,669	451,000.00	644,930,000	1.33
18	日本	株式	エーザイ	医薬品	143,000	3,807.15	544,422,450	4,360.00	623,480,000	1.28
19	日本	株式	ソニー	電気機器	143,000	4,336.70	620,148,100	4,240.00	606,320,000	1.25
20	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	143,000	3,449.93	493,339,990	3,720.00	531,960,000	1.09
21	日本	株式	ダイキン工業	機械	143,000	4,608.03	658,948,290	3,720.00	531,960,000	1.09
22	日本	株式	ニコン	精密機器	143,000	3,205.75	458,422,250	3,570.00	510,510,000	1.05
23	日本	株式	オリンパス	精密機器	143,000	3,417.08	488,642,440	3,570.00	510,510,000	1.05
24	日本	株式	コナミ	情報・通信業	143,000	3,300.94	472,034,420	3,360.00	480,480,000	0.99
25	日本	株式	第一三共	医薬品	143,000	3,143.86	449,571,980	3,300.00	471,900,000	0.97
26	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	143,000	3,083.79	440,981,970	3,200.00	457,600,000	0.94
27	日本	株式	花王	化学	143,000	2,685.00	383,955,000	3,100.00	443,300,000	0.91
28	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	143,000	3,498.60	500,299,800	3,030.00	433,290,000	0.89
29	日本	株式	三菱商事	卸売業	143,000	3,219.05	460,324,150	3,030.00	433,290,000	0.89
30	日本	株式	ミツミ電機	電気機器	143,000	2,142.15	306,327,450	2,945.00	421,135,000	0.87

※上位 30 銘柄

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 20 年 8 月 29 日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	20.05
		情報・通信業	7.74
		医薬品	7.29
		化学	6.55
		輸送用機器	6.14
		小売業	5.99
		食料品	4.48
		精密機器	4.12
		機械	4.10
		卸売業	2.88
		不動産業	2.31
		サービス業	2.29
		建設業	2.28
		銀行業	1.94
		陸運業	1.83
		非鉄金属	1.70
		ガラス・土石製品	1.64
		保険業	1.33
		その他製品	1.31
		証券、商品先物取引業	1.00
		海運業	0.87
		繊維製品	0.77
		石油・石炭製品	0.75
		ゴム製品	0.72
		金属製品	0.65
		その他金融業	0.65
		鉄鋼	0.51
		電気・ガス業	0.50
		パルプ・紙	0.48
		倉庫・運輸関連業	0.37
		鉱業	0.35
		空運業	0.19
		水産・農林業	0.11
合計			93.87

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種別	取引所	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日経平均株価指数 先物取引 (買建)	大阪	227	2,969,253,050	2,964,620,000	6.09
合計		227	2,969,253,050	2,964,620,000	6.09

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価額比率です。

※株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成20年8月29日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末（平成12年7月11日）	6,413	6,413	9,883	9,883
第2期末（平成13年7月11日）	16,069	16,069	6,799	6,799
第3期末（平成14年7月11日）	17,625	17,625	5,954	5,954
第4期末（平成15年7月11日）	26,209	26,209	5,477	5,477
第5期末（平成16年7月12日）	35,483	35,483	6,571	6,571
第6期末（平成17年7月11日）	39,774	39,774	6,646	6,646
第7期末（平成18年7月11日）	45,029	45,029	8,812	8,812
第8期末（平成19年7月11日）	29,687	29,687	10,310	10,310
第9期末（平成20年7月11日）	34,653	34,653	7,509	7,509
平成19年8月末日	36,426	—	9,462	—
9月末日	37,969	—	9,621	—
10月末日	37,943	—	9,586	—
11月末日	38,975	—	8,979	—
12月末日	37,948	—	8,764	—
平成20年1月末日	34,690	—	7,777	—
2月末日	34,970	—	7,781	—
3月末日	33,325	—	7,218	—
4月末日	36,214	—	7,980	—
5月末日	37,396	—	8,257	—
6月末日	35,678	—	7,763	—
7月末日	35,784	—	7,697	—
8月末日	35,018	—	7,520	—

② 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期計算期間（平成11年7月23日～平成12年7月11日）	0
第2期計算期間（平成12年7月12日～平成13年7月11日）	0
第3期計算期間（平成13年7月12日～平成14年7月11日）	0
第4期計算期間（平成14年7月12日～平成15年7月11日）	0
第5期計算期間（平成15年7月12日～平成16年7月12日）	0
第6期計算期間（平成16年7月13日～平成17年7月11日）	0
第7期計算期間（平成17年7月12日～平成18年7月11日）	0
第8期計算期間（平成18年7月12日～平成19年7月11日）	0
第9期計算期間（平成19年7月12日～平成20年7月11日）	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第1期計算期間（平成11年7月23日～平成12年7月11日）	▲1.17
第2期計算期間（平成12年7月12日～平成13年7月11日）	▲31.21
第3期計算期間（平成13年7月12日～平成14年7月11日）	▲12.43
第4期計算期間（平成14年7月12日～平成15年7月11日）	▲8.02
第5期計算期間（平成15年7月12日～平成16年7月12日）	19.98
第6期計算期間（平成16年7月13日～平成17年7月11日）	1.15
第7期計算期間（平成17年7月12日～平成18年7月11日）	32.60
第8期計算期間（平成18年7月12日～平成19年7月11日）	17.00
第9期計算期間（平成19年7月12日～平成20年7月11日）	▲27.17

（注）収益率の算出方法：

計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配

落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込(販売)手続等

- ① ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。
- ② 申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品取引市場が半休日の場合は午前11時)までとし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付とします。
- ③ 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1万円以上	1円単位※
一般コース	1万口以上	1万口単位

※取得申込総金額(発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。)において1万円以上1円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

※取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※「定期引出」(販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。)を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社(販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プラン(販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。)を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行います。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

- ④ 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。
- ⑤ 前記④にかかわらず、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

※ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価額についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ① 解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社により下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品取引市場が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日の受付とします。

- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ③ 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- ⑤ 解約請求制の手取り額

解約請求による 1 万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。詳しくは「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

- ⑥ 委託会社は、金融商品取引市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑦ 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ファンドの一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧ 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社

の営業所等において受益者に支払います。

⑨ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

※ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成 19 年 1 月 4 日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 管理及び運営の概要

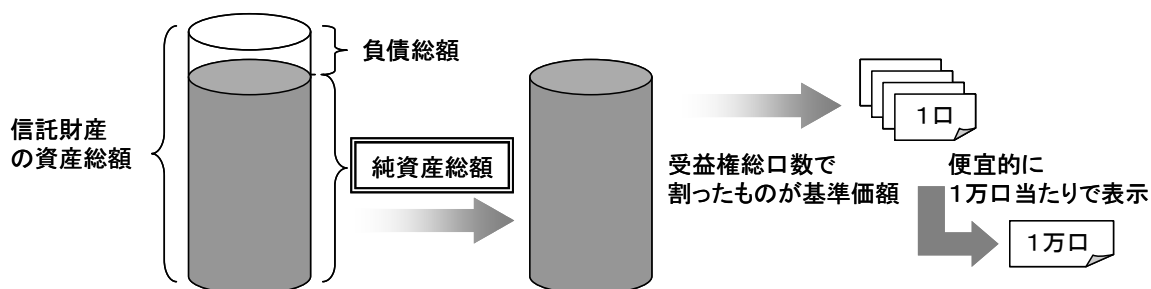
(1) 資産の評価

① 基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社によって毎日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また基準価額は原則として、計算された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「日経 225」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は 1 万口当たりで表示されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごと

の信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(4) 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(3) 計算期間

- 1) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年 7 月 12 日から翌年 7 月 11 日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

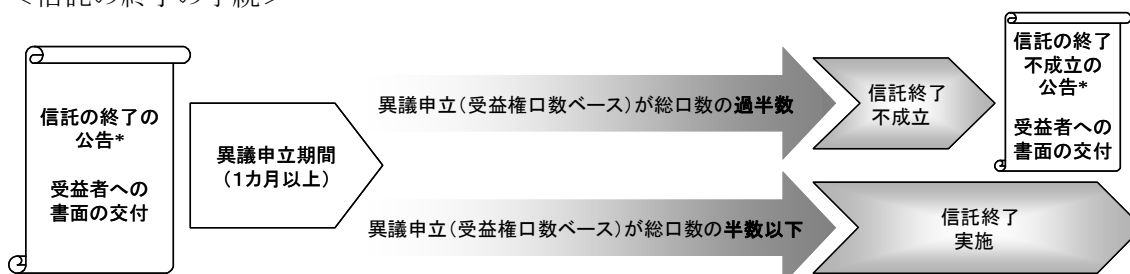
(4) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の 10 分の 1（224,294,779 口）を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 3. ～5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信

託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

9. 受託会社はその任務を辞任する場合および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

<信託の終了の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(5) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ～5. までの規定にしたがいます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(7) 運用経過の報告

委託会社は、計算期間の終了時および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

(8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(9) 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後 3 ヶ月以内および半期報告書を計算期間の最初の 6 ヶ月経過後 3 ヶ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第 2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成 20 年 8 月 7 日付内閣府令第 50 号により改正されておりますが、第 8 期計算期間（平成 18 年 7 月 12 日から平成 19 年 7 月 11 日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第 9 期計算期間（平成 19 年 7 月 12 日から平成 20 年 7 月 11 日まで）については同内閣府令附則第 2 条 1 項 1 号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成 19 年 8 月 9 日付内閣府令第 61 号により改正されておりますが、第 8 期計算期間（平成 18 年 7 月 12 日から平成 19 年 7 月 11 日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第 9 期計算期間（平成 19 年 7 月 12 日から平成 20 年 7 月 11 日まで）については同内閣府令附則第 3 条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

また、ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第 4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、第 8 期計算期間（平成 18 年 7 月 12 日から平成 19 年 7 月 11 日まで）の財務諸表については、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 9 期計算期間（平成 19 年 7 月 12 日から平成 20 年 7 月 11 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成 20 年 7 月 1 日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

１ 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第8期 (平成19年7月11日現在)	第9期 (平成20年7月11日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		208,637,728	174,107,309
親投資信託受益証券		29,674,943,269	34,644,501,311
未収入金		710,000,000	—
未収利息		2,736	1,908
流動資産合計		30,593,583,733	34,818,610,528
資産合計		30,593,583,733	34,818,610,528
負債の部			
流動負債			
未払解約金		758,028,713	16,518,656
未払受託者報酬		18,336,611	18,357,760
未払委託者報酬		128,356,198	128,504,244
その他未払費用		1,283,499	1,284,982
流動負債合計		906,005,021	164,665,642
負債合計		906,005,021	164,665,642
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		28,795,312,307	46,148,909,026
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		892,266,405	△11,494,964,140
(分配準備積立金)		(4,005,681,585)	(3,652,360,877)
純資産合計		29,687,578,712	34,653,944,886
負債・純資産合計		30,593,583,733	34,818,610,528

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第8期	第9期
		自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日	自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		502, 598	508, 056
有価証券売買等損益		7, 743, 636, 751	△10, 483, 441, 958
営業収益合計		7, 744, 139, 349	△10, 482, 933, 902
営業費用			
受託者報酬		42, 512, 035	37, 389, 710
委託者報酬		297, 584, 111	261, 727, 832
その他費用		2, 975, 713	2, 617, 159
営業費用合計		343, 071, 859	301, 734, 701
営業利益金額又は営業損失金額 (△)		7, 401, 067, 490	△10, 784, 668, 603
経常利益金額又は経常損失金額 (△)		7, 401, 067, 490	△10, 784, 668, 603
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)		7, 401, 067, 490	△10, 784, 668, 603
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		4, 148, 432, 234	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	718, 992, 709
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△6, 071, 005, 906	892, 266, 405
剰余金増加額又は欠損金減少額		4, 961, 684, 319	11, 047, 269
当期一部解約に伴う欠損金減少額		4, 961, 684, 319	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額		—	11, 047, 269
剰余金減少額又は欠損金増加額		1, 251, 047, 264	2, 332, 601, 920
当期追加信託に伴う欠損金増加額		1, 251, 047, 264	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額		—	2, 332, 601, 920
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		892, 266, 405	△11, 494, 964, 140

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第8期 自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日	第9期 自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日
1. 運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成18年7 月12日から平成19年7月11日までとな っております。	当ファンドの計算期間は平成19年7 月12日から平成20年7月11日までとな っております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

りそな・日経225オープン 約款

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

【運用方法】

(1) 投資対象

りそな・日経225オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- 主としてりそな・日経225オープンマザーファンド受益証券に投資し、日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
- 現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引を活用することがあります。
- 株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行ないますが、日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。
- 組入対象銘柄は、主として東京証券取引所第一部上場株式とします。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは行なわないことがあります。
- 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
- 国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行なうことができます。

【運用制限】

- 株式の実質投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資は、行ないません。

- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限をもたせません。
- 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行ないます。
- スワップ取引は約款第20条の範囲で行ないます。
- 金利先渡取引は約款第21条の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

毎決算時（毎年1回、原則として7月11日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 りそな・日経225オープン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

- この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金2,242,947,797円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項、および第48条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については2,242,947,797口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登

録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の取得単位および価額】

第11条 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、別に定めるりそな・日経225自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの)とします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

②前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④前項の手数料の額は、委託者、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。

⑤前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。)にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の

受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該指定販売会社または委託者でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益権の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する指定販売会社または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

⑥第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間の終了日の基準価額とします。

⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【運用の基本方針】

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

【運用の指図範囲】

第15条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたりそな・日経225オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、外国証券投資信託を除きます。）
11. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書、第9号ならびに第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第11号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号ならびに第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【投資する株式等の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」

といひます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。

【信用取引の指図範囲】

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売りつけの決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、且つ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といひます。)の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第19条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいひます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいひます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいひます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

- ④委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といひます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といひます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいひます。

- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ⑥委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた時は、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引の運用指図・目的・範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

③金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【保管業務の委任】

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 25 条 (削除)

【混蔵寄託】

第 26 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第 27 条 (削除)

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産に属する有価証券については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却および再投資の指図】

第 29 条 委託者は、信託財産に属するみなす信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

②委託者は、前項の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れの指図および範囲】

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ②前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等または解約等ならびに有価証券等の償還による受取の確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③前項の一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間に限るものとします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金立替え】

- 第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その都度別にこれを定めます。

【計算期間】

- 第33条 この信託の計算期間は、毎年7月12日から翌年7月11日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は、平成11年7月23日から平成12年7月11日までとします。
- ②前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成してこれ

を委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成してこれを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

- 第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.007%の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、第1計算期間については、平成12年1月11日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬等】

- 第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の80の率を乗じて得た金額とします。
- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（ただし、第1計算期間については、平成12年1月11日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益分配】

- 第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。
1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、分

配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第 38 条 （削除）

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第 39 条 受託者は、収益分配金については、第 40 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 40 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 40 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 40 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 40 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 41 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該売却により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止するこ

とを申し出た場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

- ④償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）受益者に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

- ⑥前各号(第 2 項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者が自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第 41 条 受益者が、収益分配金については第 40 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第 40 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第 42 条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 万口単位（別に定める契約にかかる受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、指定販売会社に対し、振替受益権をもって

行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤委託者は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦（削除）
- ⑧（削除）

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第 44 条 委託者は、第 3 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合あるいは受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の 10 分の 1 を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解

約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 49 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第 46 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 49 条の規定にしたがいます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第 47 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ③（削除）

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第 48 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求す

ることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 第40条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受

益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第11条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成11年7月23日

委託者 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

【附表】

・この証券投資信託の受託者は、平成14年9月9日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和銀信託銀行株式会社に変更しております。（大和銀信託銀行株式会社は、平成14年10月15日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。）





SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託／インデックス型（日経225連動型）

投資信託説明書
（請求目論見書）
2008年10月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・日経２２５オープン」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年10月10日に関東財務局長に提出しており、平成20年10月11日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・日経２２５オープン」の価額は、同ファンドに実質的に組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受け、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年10月10日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・日経225オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	9
第4 ファンドの経理状況	11
1 財務諸表	14
2 ファンドの現況	26
第5 設定及び解約の実績	26

第1 ファンドの沿革

平成11年7月23日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成14年10月15日 ファンドの名称を「あさひ東京・日経225オープン」から
「りそな・日経225オープン」に変更

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。
- (2) 申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（わが国の金融商品取引市場が半休日の場合は午前11時）までとし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付とします。
- (3) 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。また、各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1万円以上	1円単位※
一般コース	1万口以上	1万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

※取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもってファンドの取得の申込みを行います。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

- (4) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の 1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。
- (5) 前記(4)にかかわらず、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

※ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価額についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- (1) 解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品取引市場が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日の受付とします。

- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- (5) 解約請求制の手取り額

解約請求による 1 万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

- (6) 委託会社は、金融商品取引市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- (7) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ファンドの一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価

額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(8) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

(9) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われています。平成19年1月4日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。平成18年12月29日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

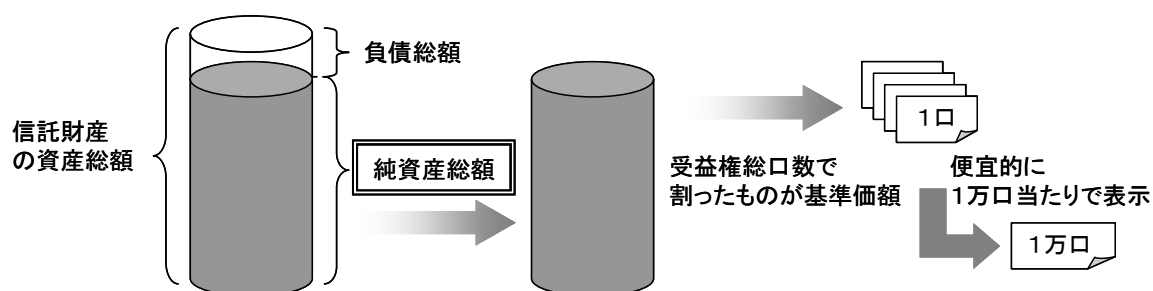
(1) 資産の評価

① 基準価額の計算方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

② 基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「日経225」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 ①信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

① 当ファンドの計算期間は、原則として毎年7月12日から翌年7月11日までとします。

② 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

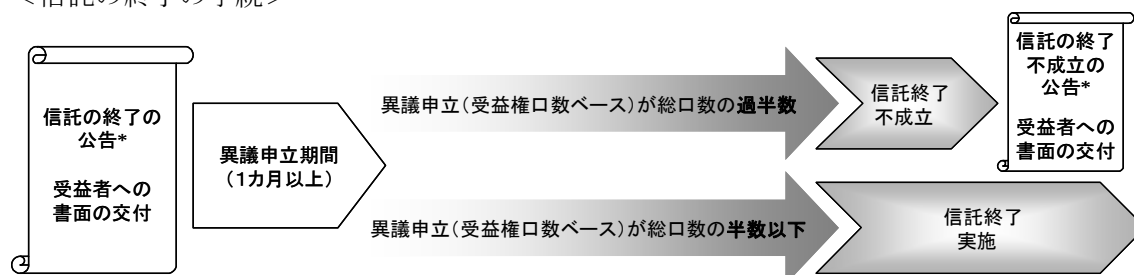
① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1（224,294,779口）を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ

し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前記 3. ～5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「②信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社はその任務を辞任する場合および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

<信託の終了の手続>

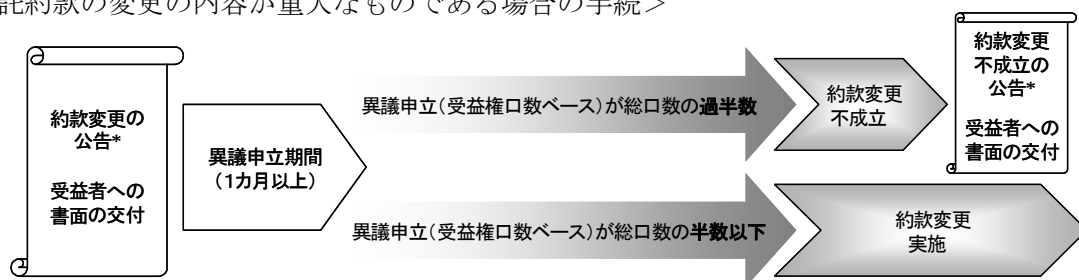


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ～5. までの規定にしたがいます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「①信託の終了 3.」または「②信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事項があるときは委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社の解任を決定した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は前述の方法による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 運用経過の報告

委託会社は、計算期間の終了時および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

⑦ ファンド資産の保管

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または金融商品取引業者から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

4. 信託の登記または登録することのできる信託財産については、信託の登記または登録することとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

⑧ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドにかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

⑨ 再投資の指図

委託会社は、前記⑧の規定による一部解約金、売却代金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑩ 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 前記 1. および 2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑪ 受益権の帰属と受益証券の不発行

1. この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
2. 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
3. 委託会社は、信託約款の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

⑫ 受益権の設定にかかる受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑬ 受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容

1. 委託会社は、当初設定における受益権については2,242,947,797口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
2. 委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
3. この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

⑭ 受益権の譲渡にかかる記載または記録、受益権の譲渡の対抗要件

1. 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
2. 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人の帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
3. 委託会社は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
4. 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

⑮ 信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する計算書および報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑯ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑰ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑱ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再

信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑱ 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

⑳ 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

2 受益者の権利等

①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

②受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

③収益分配金に対する請求権

1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

3) 前記2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該申込により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

4) 前記 3) の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「投資信託定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。

5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④ 償還金に対する請求権

1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）までに、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤ 換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第 2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

⑥ 収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第8期計算期間(平成18年7月12日から平成19年7月11日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第9期計算期間(平成19年7月12日から平成20年7月11日まで)については同内閣府令附則第2条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第8期計算期間(平成18年7月12日から平成19年7月11日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第9期計算期間(平成19年7月12日から平成20年7月11日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第8期計算期間(平成18年7月12日から平成19年7月11日まで)の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間(平成19年7月12日から平成20年7月11日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成19年9月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの平成18年7月12日から平成19年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・日経225オープンの平成19年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年9月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの平成19年7月12日から平成20年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・日経225オープンの平成20年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・日経225オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第8期 (平成19年7月11日現在)	第9期 (平成20年7月11日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		208,637,728	174,107,309
親投資信託受益証券		29,674,943,269	34,644,501,311
未収入金		710,000,000	—
未収利息		2,736	1,908
流動資産合計		30,593,583,733	34,818,610,528
資産合計		30,593,583,733	34,818,610,528
負債の部			
流動負債			
未払解約金		758,028,713	16,518,656
未払受託者報酬		18,336,611	18,357,760
未払委託者報酬		128,356,198	128,504,244
その他未払費用		1,283,499	1,284,982
流動負債合計		906,005,021	164,665,642
負債合計		906,005,021	164,665,642
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		28,795,312,307	46,148,909,026
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		892,266,405	△11,494,964,140
(分配準備積立金)		(4,005,681,585)	(3,652,360,877)
純資産合計		29,687,578,712	34,653,944,886
負債・純資産合計		30,593,583,733	34,818,610,528

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第8期	第9期
		自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日	自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		502, 598	508, 056
有価証券売買等損益		7, 743, 636, 751	△10, 483, 441, 958
営業収益合計		7, 744, 139, 349	△10, 482, 933, 902
営業費用			
受託者報酬		42, 512, 035	37, 389, 710
委託者報酬		297, 584, 111	261, 727, 832
その他費用		2, 975, 713	2, 617, 159
営業費用合計		343, 071, 859	301, 734, 701
営業利益金額又は営業損失金額 (△)		7, 401, 067, 490	△10, 784, 668, 603
経常利益金額又は経常損失金額 (△)		7, 401, 067, 490	△10, 784, 668, 603
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)		7, 401, 067, 490	△10, 784, 668, 603
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		4, 148, 432, 234	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	718, 992, 709
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△6, 071, 005, 906	892, 266, 405
剰余金増加額又は欠損金減少額		4, 961, 684, 319	11, 047, 269
当期一部解約に伴う欠損金減少額		4, 961, 684, 319	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額		—	11, 047, 269
剰余金減少額又は欠損金増加額		1, 251, 047, 264	2, 332, 601, 920
当期追加信託に伴う欠損金増加額		1, 251, 047, 264	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額		—	2, 332, 601, 920
分配金		—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		892, 266, 405	△11, 494, 964, 140

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第8期 自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日	第9期 自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は平成18年7月12日から平成19年7月11日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成19年7月12日から平成20年7月11日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 (平成19年7月11日現在)	第9期 (平成20年7月11日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 28,795,312,307口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 46,148,909,026口
	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 11,494,964,140円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0310円 (10,000口当たり純資産額 10,310円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7509円 (10,000口当たり純資産額 7,509円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日	第9期 自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 (自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日)

該当事項はありません。

第9期（自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第8期（自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日）

該当事項はありません。

第9期（自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第8期 自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日		第9期 自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日	
期首元本額	51,100,890,962円	期首元本額	28,795,312,307円
期中追加設定元本額	23,805,926,277円	期中追加設定元本額	23,634,721,306円
期中一部解約元本額	46,111,504,932円	期中一部解約元本額	6,281,124,587円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	第8期 自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日		第9期 自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた評価 差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた評価 差額(円)
親投資信託受益証券	29,674,943,269	3,738,023,390	34,644,501,311	△10,092,707,959
合 計	29,674,943,269	3,738,023,390	34,644,501,311	△10,092,707,959

3. デリバティブ取引関係

第8期（自 平成18年 7月12日 至 平成19年 7月11日）

該当事項はありません。

第9期（自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年7月11日現在)

種類	銘柄	口 数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	りそな・日経225オープン マザーファンド	42,871,552,173	34,644,501,311	
小 計	銘柄数：1		34,644,501,311	
	組入時価比率：100.0%		100%	
合 計			34,644,501,311	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

りそな・日経２２５オープン マザーファンド

当ファンドは「りそな・日経２２５オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

１「りそな・日経２２５オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成20年7月11日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託		285,901
コール・ローン		2,721,025,413
株式		45,486,884,300
派生商品評価勘定		677,400
未収配当金		33,107,500
未収利息		29,819
差入委託証拠金		162,095,000
流動資産合計		48,404,105,333
資産合計		48,404,105,333
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		154,451,150
流動負債合計		154,451,150
負債合計		154,451,150
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		59,708,791,777
剰余金		
欠損金		11,459,137,594
純資産合計		48,249,654,183
負債・純資産合計		48,404,105,333

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成19年 7月12日 至 平成20年 7月11日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 先物取引 国内先物の評価においては、金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成20年7月11日現在)	
1. 期首	平成19年7月12日
期首元本額	46,132,215,357円
期首より平成20年7月11日までの期中追加設定元本額	48,016,429,194円
期首より平成20年7月11日までの期中一部解約元本額	34,439,852,774円
期末元本額	59,708,791,777円
期末元本額の内訳※	
りそな・日経225オープン	42,871,552,173円
S G日経225インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	16,759,712,680円
りそな・日経225オープンV A（適格機関投資家専用）	77,526,924円
2. 担保に供されている資産	
先物取引証拠金の代用として差し入れている資産は次の通りであります。	
株式	307,600,000円
3. 元本の欠損の額	11,459,137,594円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8081円
(10,000口当たり純資産額)	8,081円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年7月11日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	143,000	497.00	71,071,000	
	国際石油開発帝石ホールディングス	143	1,240,000.00	177,320,000	
	コムシスホールディングス	143,000	930.00	132,990,000	
	大成建設	143,000	241.00	34,463,000	
	大林組	143,000	463.00	66,209,000	
	清水建設	143,000	468.00	66,924,000	
	鹿島建設	143,000	361.00	51,623,000	
	熊谷組	143,000	102.00	14,586,000	
	大和ハウス工業	143,000	957.00	136,851,000	
	積水ハウス	143,000	945.00	135,135,000	
	日揮	143,000	2,095.00	299,585,000	
	千代田化工建設	143,000	1,188.00	169,884,000	
	日清製粉グループ本社	143,000	1,315.00	188,045,000	
	明治製菓	143,000	453.00	64,779,000	
	明治乳業	143,000	490.00	70,070,000	
	日本ハム	143,000	1,568.00	224,224,000	
	サッポロホールディングス	143,000	653.00	93,379,000	
	アサヒビール	143,000	1,807.00	258,401,000	
	麒麟ホールディングス	143,000	1,528.00	218,504,000	
	宝ホールディングス	143,000	620.00	88,660,000	
	キッコーマン	143,000	1,171.00	167,453,000	
	味の素	143,000	972.00	138,996,000	
	ニチレイ	143,000	543.00	77,649,000	
	日本たばこ産業	715	417,000.00	298,155,000	
	東洋紡績	143,000	200.00	28,600,000	
	ユニチカ	143,000	103.00	14,729,000	
	日清紡績	143,000	1,233.00	176,319,000	
	帝人	143,000	342.00	48,906,000	
	東レ	143,000	523.00	74,789,000	
	三菱レイヨン	143,000	315.00	45,045,000	
	王子製紙	143,000	470.00	67,210,000	
	三菱製紙	143,000	263.00	37,609,000	
	北越製紙	143,000	411.00	58,773,000	
	日本製紙グループ本社	143	272,000.00	38,896,000	
	クラレ	143,000	1,223.00	174,889,000	
	旭化成	143,000	526.00	75,218,000	
	昭和電工	143,000	283.00	40,469,000	
	住友化学	143,000	656.00	93,808,000	
	日産化学工業	143,000	1,179.00	168,597,000	
	日本曹達	143,000	336.00	48,048,000	
	東ソー	143,000	433.00	61,919,000	
	東亜合成	143,000	383.00	54,769,000	
	電気化学工業	143,000	353.00	50,479,000	
	信越化学工業	143,000	6,260.00	895,180,000	
	三井化学	143,000	490.00	70,070,000	
	三菱ケミカルホールディングス	71,500	603.00	43,114,500	
	宇部興産	143,000	371.00	53,053,000	
	日本化薬	143,000	627.00	89,661,000	
	花王	143,000	2,685.00	383,955,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	富士フイルムホールディングス	143,000	3,510.00	501,930,000	
	資生堂	143,000	2,215.00	316,745,000	
	協和醗酵工業	143,000	1,098.00	157,014,000	
	武田薬品工業	143,000	5,370.00	767,910,000	
	アステラス製薬	143,000	4,540.00	649,220,000	
	大日本住友製薬	143,000	908.00	129,844,000	
	塩野義製薬	143,000	2,065.00	295,295,000	
	中外製薬	143,000	1,582.00	226,226,000	
	エーザイ	143,000	3,810.00	544,830,000	
	第一三共	143,000	3,160.00	451,880,000	
	新日本石油	143,000	700.00	100,100,000	
	昭和シェル石油	143,000	1,208.00	172,744,000	
	新日鉱ホールディングス	143,000	622.00	88,946,000	
	横浜ゴム	143,000	494.00	70,642,000	
	ブリヂストン	143,000	1,683.00	240,669,000	
	日東紡績	143,000	222.00	31,746,000	
	旭硝子	143,000	1,137.00	162,591,000	
	日本板硝子	143,000	472.00	67,496,000	
	住友大阪セメント	143,000	191.00	27,313,000	
	太平洋セメント	143,000	214.00	30,602,000	
	東海カーボン	143,000	1,210.00	173,030,000	
	TOTO	143,000	719.00	102,817,000	
	日本碍子	143,000	1,918.00	274,274,000	
	新日本製鐵	143,000	562.00	80,366,000	
	住友金属工業	143,000	489.00	69,927,000	
	神戸製鋼所	143,000	287.00	41,041,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	14,300	5,180.00	74,074,000	
	日本軽金属	143,000	168.00	24,024,000	
	三井金属鉱業	143,000	311.00	44,473,000	
	東邦亜鉛	143,000	461.00	65,923,000	
	三菱マテリアル	143,000	435.00	62,205,000	
	住友金属鉱山	143,000	1,480.00	211,640,000	
	DOWAホールディングス	143,000	730.00	104,390,000	
	古河機械金属	143,000	171.00	24,453,000	
	古河電気工業	143,000	441.00	63,063,000	
	住友電気工業	143,000	1,284.00	183,612,000	
	フジクラ	143,000	460.00	65,780,000	
	SUMCO	14,300	2,305.00	32,961,500	
	東洋製罐	143,000	1,774.00	253,682,000	
	日本製鋼所	143,000	1,984.00	283,712,000	
	オークマ	143,000	954.00	136,422,000	
	小松製作所	143,000	2,700.00	386,100,000	
	住友重機械工業	143,000	681.00	97,383,000	
	クボタ	143,000	702.00	100,386,000	
	荏原製作所	143,000	345.00	49,335,000	
	ダイキン工業	143,000	4,590.00	656,370,000	
	日本精工	143,000	859.00	122,837,000	
	NTN	143,000	680.00	97,240,000	
	ジェイテクト	143,000	1,612.00	230,516,000	
	日立造船	143,000	120.00	17,160,000	
	三菱重工業	143,000	477.00	68,211,000	
	IHI	143,000	199.00	28,457,000	
	コニカミノルタホールディングス	143,000	1,818.00	259,974,000	
	ミネベア	143,000	587.00	83,941,000	
	日立製作所	143,000	772.00	110,396,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
	東芝	143,000	769.00	109,967,000	
	三菱電機	143,000	1,037.00	148,291,000	
	富士電機ホールディングス	143,000	345.00	49,335,000	
	明電舎	143,000	296.00	42,328,000	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	143,000	453.00	64,779,000	
	日本電気	143,000	564.00	80,652,000	
	富士通	143,000	810.00	115,830,000	
	沖電気工業	143,000	149.00	21,307,000	
	松下電器産業	143,000	2,260.00	323,180,000	
	シャープ	143,000	1,621.00	231,803,000	
	ソニー	143,000	4,350.00	622,050,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
	T D K	143,000	6,310.00	902,330,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
	三洋電機	143,000	240.00	34,320,000	
	ミツミ電機	143,000	2,145.00	306,735,000	
	アルプス電気	143,000	1,075.00	153,725,000	
	パイオニア	143,000	815.00	116,545,000	
	クラリオン	143,000	187.00	26,741,000	
	横河電機	143,000	879.00	125,697,000	
	アドバンテスト	286,000	2,265.00	647,790,000	
	カシオ計算機	143,000	1,262.00	180,466,000	
	ファナック	143,000	9,450.00	1,351,350,000	
	京セラ	143,000	9,300.00	1,329,900,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
	太陽誘電	143,000	1,080.00	154,440,000	
	松下電工	143,000	1,044.00	149,292,000	
	キャノン	214,500	5,100.00	1,093,950,000	
	リコー	143,000	1,729.00	247,247,000	
	東京エレクトロン	143,000	5,910.00	845,130,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
	デンソー	143,000	3,380.00	483,340,000	
	三井造船	143,000	307.00	43,901,000	
	川崎重工業	143,000	275.00	39,325,000	
	日産自動車	143,000	833.00	119,119,000	
	いすゞ自動車	143,000	498.00	71,214,000	
	トヨタ自動車	143,000	4,890.00	699,270,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
	日野自動車	143,000	636.00	90,948,000	
	三菱自動車工業	143,000	187.00	26,741,000	
	マツダ	143,000	607.00	86,801,000	
	本田技研工業	286,000	3,600.00	1,029,600,000	
	スズキ	143,000	2,325.00	332,475,000	
	富士重工業	143,000	579.00	82,797,000	
	テルモ	143,000	5,620.00	803,660,000	
	ニコン	143,000	3,220.00	460,460,000	
	オリンパス	143,000	3,400.00	486,200,000	
	シチズンホールディングス	143,000	801.00	114,543,000	
	凸版印刷	143,000	1,084.00	155,012,000	
	大日本印刷	143,000	1,457.00	208,351,000	
	ヤマハ	143,000	2,010.00	287,430,000	
	東京電力	14,300	2,830.00	40,469,000	
	中部電力	14,300	2,580.00	36,894,000	
	関西電力	14,300	2,505.00	35,821,500	
	東京瓦斯	143,000	417.00	59,631,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
	大阪瓦斯	143,000	393.00	56,199,000	
	東武鉄道	143,000	485.00	69,355,000	
	東京急行電鉄	143,000	583.00	83,369,000	
	小田急電鉄	143,000	698.00	99,814,000	
	京王電鉄	143,000	532.00	76,076,000	
	京成電鉄	143,000	549.00	78,507,000	
	東日本旅客鉄道	143	830,000.00	118,690,000	
	西日本旅客鉄道	143	506,000.00	72,358,000	
	日本通運	143,000	490.00	70,070,000	
	ヤマトホールディングス	143,000	1,341.00	191,763,000	
	日本郵船	143,000	972.00	138,996,000	
	商船三井	143,000	1,447.00	206,921,000	
	川崎汽船	143,000	981.00	140,283,000	
	全日本空輸	143,000	386.00	55,198,000	
	日本航空	143,000	211.00	30,173,000	
	三菱倉庫	143,000	1,107.00	158,301,000	
	ヤフー	572	41,000.00	23,452,000	
	トレンドマイクロ	143,000	3,430.00	490,490,000	
	スカパーJ S A Tホールディングス	143	42,300.00	6,048,900	
	日本電信電話	143	521,000.00	74,503,000	
	KDDI	1,430	610,000.00	872,300,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	143	161,000.00	23,023,000	
	東宝	14,300	2,070.00	29,601,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	1,430	416,000.00	594,880,000	
	C S Kホールディングス	143,000	2,000.00	286,000,000	
	コナミ	143,000	3,300.00	471,900,000	
	ソフトバンク	429,000	1,958.00	839,982,000	
	双日	14,300	333.00	4,761,900	
	伊藤忠商事	143,000	1,033.00	147,719,000	
	丸紅	143,000	783.00	111,969,000	
	豊田通商	143,000	2,330.00	333,190,000	
	三井物産	143,000	2,130.00	304,590,000	
	住友商事	143,000	1,364.00	195,052,000	
	三菱商事	143,000	3,220.00	460,460,000	
	J．フロント リテイリング	143,000	550.00	78,650,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	143,000	1,164.00	166,452,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	143,000	3,080.00	440,440,000	
	高島屋	143,000	937.00	133,991,000	
	丸井グループ	143,000	799.00	114,257,000	
	イオン	143,000	1,156.00	165,308,000	
	ユニー	143,000	1,030.00	147,290,000	
	ファーストリテイリング	143,000	10,230.00	1,462,890,000	
	新生銀行	143,000	358.00	51,194,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	143,000	992.00	141,856,000	
	りそなホールディングス	143	170,000.00	24,310,000	
	中央三井トラスト・ホールディングス	143,000	653.00	93,379,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	143	836,000.00	119,548,000	
	千葉銀行	143,000	749.00	107,107,000	
	横浜銀行	143,000	703.00	100,529,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	143,000	471.00	67,353,000	
	静岡銀行	143,000	1,092.00	156,156,000	
	住友信託銀行	143,000	747.00	106,821,000	
	みずほ信託銀行	143,000	178.00	25,454,000	
	みずほフィナンシャルグループ	143	535,000.00	76,505,000	
	大和証券グループ本社	143,000	913.00	130,559,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
	野村ホールディングス	143,000	1,527.00	218,361,000	
	新光証券	143,000	316.00	45,188,000	
	三井住友海上グループホールディングス	42,900	3,580.00	153,582,000	
	損害保険ジャパン	143,000	1,001.00	143,143,000	
	東京海上ホールディングス	71,500	4,090.00	292,435,000	
	T & Dホールディングス	14,300	6,250.00	89,375,000	
	クレディセゾン	143,000	2,055.00	293,865,000	
	三菱UFJニコス	143,000	366.00	52,338,000	
	三井不動産	143,000	2,465.00	352,495,000	
	三菱地所	143,000	2,435.00	348,205,000	
	平和不動産	143,000	484.00	69,212,000	
	東急不動産	143,000	580.00	82,940,000	
	住友不動産	143,000	2,190.00	313,170,000	
	電通	1,430	223,000.00	318,890,000	
	東京ドーム	143,000	523.00	74,789,000	
	セコム	143,000	4,830.00	690,690,000	
小計	銘柄数：225			45,486,884,300	
	組入時価比率：94.3%			100%	
合計				45,486,884,300	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

- (2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

株式関連

区 分	種 類	(平成20年7月11日現在)			
		契 約 額 等(円)		時 価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買 建	2,902,595,000	—	2,748,900,000	△153,773,750
合 計		2,902,595,000	—	2,748,900,000	△153,773,750

(注) 時価の算定方法

先物取引

- 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 先物取引の評価においては、当該金融商品取引所の発表する計算日の清算値段を用いています。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成 20 年 8 月 29 日現在

I 資産総額	35,063,594,125 円
II 負債総額	44,708,261 円
III 純資産総額 (I - II)	35,018,885,864 円
IV 発行済数量	46,566,856,436 口
V 1 万口当り純資産額 (III / IV)	7,520 円

(参考) りそな・日経 225 オープン マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成 20 年 8 月 29 日現在

資産総額	48,790,504,709 円
II 負債総額	148,328,000 円
III 純資産総額 (I - II)	48,642,176,709 円
IV 発行済数量	60,038,252,014 口
V 1 万口当り純資産額 (III / IV)	8,102 円

第 5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1 期計算期間 (平成 11 年 7 月 23 日～平成 12 年 7 月 11 日)	8,855,573,999	2,365,918,333
第 2 期計算期間 (平成 12 年 7 月 12 日～平成 13 年 7 月 11 日)	25,244,250,734	8,098,289,278
第 3 期計算期間 (平成 13 年 7 月 12 日～平成 14 年 7 月 11 日)	16,539,370,825	10,573,331,350
第 4 期計算期間 (平成 14 年 7 月 12 日～平成 15 年 7 月 11 日)	32,928,680,029	14,680,405,430
第 5 期計算期間 (平成 15 年 7 月 12 日～平成 16 年 7 月 12 日)	54,622,091,045	48,468,629,277
第 6 期計算期間 (平成 16 年 7 月 13 日～平成 17 年 7 月 11 日)	42,968,773,358	37,120,933,573
第 7 期計算期間 (平成 17 年 7 月 12 日～平成 18 年 7 月 11 日)	66,236,824,743	74,987,166,530
第 8 期計算期間 (平成 18 年 7 月 12 日～平成 19 年 7 月 11 日)	23,805,926,277	46,111,504,932
第 9 期計算期間 (平成 19 年 7 月 12 日～平成 20 年 7 月 11 日)	23,634,721,306	6,281,124,587

(注 1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注 2) 第 1 期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の販売数量を含みます。



